平成２４年（フ）第６２６号
東京都町田市南大谷264番地都営南大谷４―706
債務者　岡本　弘志
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３０号
北海道帯広市西３条南２丁目８番地２　奥山工業ビル１Ｆ西号室
債務者　大坂　　亮
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７９号
長野県上田市中央２丁目13番11号　上田第一コーポ302号、前住所長野県上田市古里1660番地20
破産者　奈良　靖司
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１５１号
長野県上田市上田2057番地８
破産者　吉川京子こと　小島　京子
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第９３９号
北海道石狩市花川北１条４丁目111番地　左
破産者　杉山　　謙
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４０号
北海道石狩市花川北１条４丁目111番地　左
破産者　杉山美栄子
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２８号
札幌市北区新琴似２条６丁目５番10号
破産者　菅原　智淳
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４３２号
札幌市北区新琴似６条15丁目２番５号　ハイネス安藤203号
破産者　清藤　　等
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８号
東京都墨田区墨田４丁目20番６―203号　ソレイユ鐘ヶ淵
破産者　今野　修孝
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３号
釧路市緑ケ岡２丁目11番13号
破産者　熊崎　　修
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２６０号
茨城県牛久市猪子町770番地７
破産者　越川　　弘
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３３６号
茨城県土浦市下高津１丁目４番22号
破産者　矢口多久士
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８８号
神奈川県小田原市北ノ窪516番地の１
破産者　相田　隆一
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８９号
神奈川県小田原市鴨宮377番地の14　南ハイツ201
破産者　相田　良一
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１９１５号
愛知県小牧市大字村中1224番地１　プリマヴェーラⅢ203号
破産者　川上タチアナこと　ＤＥ　ＰＡＵＬＡ　ＣＯＩＭＢＲＡ　ＴＡＴＩＡＮＡ　ＣＲＩＳＴＩＮＡ
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３０３号
名古屋市中区大須１丁目６番64号　市営大須荘702号
破産者　大須機工こと　草野　明弘
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１５９号
愛知県春日井市上条町１丁目１番地　マンション横井405号
破産者　永吉　隆正
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０２号
愛知県小牧市多気中町254番地
破産者　伊東　伸康
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部